

社会福祉法人 陽だまりの会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 29年 6月 9日

社会福祉法人陽だまりの会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人陽だまりの会の役員および評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員の出席)

第 3 条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 記載の金額を上限として報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第 4 条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表 2 記載の金額を上限として報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 記載の金額を上限として報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 記載の金額を上限として報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第 5 条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 記載の金額を上限として報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 6 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 記載の金額を上限として報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算

額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第 7 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 8 日から施行し、平成 19 年 6 月 22 日から適用する。

この規程は、平成 23 年 2 月 24 日から適用する。

この規程は、平成 29 年 6 月 9 日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	5,000円

別表 2 (第 4 条及び第 5 条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	15,000円	5,000円
理事業務報酬等	12,000円	5,000円
評議員業務報酬等	12,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	18,000円	5,000円

別表 3 (第 6 条関係)

名称	報酬	旅費
報酬及び旅費	20,000円	実費相当